

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

我が国が世界有数の先進国となったのは、勤勉性と活字文化の伝統による識字率の高さ、とりわけ新聞の高い普及が、学力、技術力を支える役割を果たしてきたことは広く認められるところである。

現在、深刻な活字離れが進む中で、新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞に触れることなく育つ子どもがふえるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮される。これに加え、消費税率の引き上げに伴い、新聞離れがさらに加速するものと危惧されるとともに、新聞販売店の経営悪化により、従業員の雇用不安を招く可能性も懸念される。

消費税に関しては、欧州の大半の先進国が「民主主義を支える公共財」として、新聞に対し、知識の課税を最低限とする趣旨で軽減税率を導入している。

また、文字・活字文化振興法が制定され、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進が図られているところである。

よって、国においては、新聞が活字文化と民主主義を支えるために不可欠であることを考慮し、新聞に消費税軽減税率を適用するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年12月19日

宇都宮市議会

内閣総理大臣 }
財務大臣 } あて
衆・参両院議長 }